

第 103 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：令和元年 10 月 1 日（火） 13:30～15:30
2. 開催場所：日本電気協会 C, D 会議室
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 横山（東京大学）
 - 【委員】 金子（東京大学）
 - 栗原（電力中央研究所）
 - 國生（中央大学）
 - 野本（東京大学）
 - 望月（大阪大学）
 - 横倉（武蔵大学）
 - 吉川（京都大学）
 - 大河内（主婦連合会）
 - 稲月（電気事業連合会）
 - 佐藤（押部委員代理：発電設備技術検査協会）
 - 川北（中部電力）
 - 川原（電力土木技術協会）
 - 五来（日本電線工業会）
 - 武田（土井委員代理：関西電力）
 - 田中（日本電機工業会）
 - 中澤（火力原子力発電技術協会）
 - 中尾（西村委員代理：日本電設工業協会）
 - 藤原（電気学会）
 - 本多（電気保安協会全国連絡会）
 - 三村（森本委員代理：電気設備学会）
 - 高尾（山本委員代理：東京電力ホールディングス）
 - 【委任状提出】 大崎（東京大学），今井（神奈川県消費者の会連絡会）
 - 【参加】 竹野
 - 【説明者】 送電専門部会：真下（東京電力 PG），下村（日本電気協会）
 - 【委員会幹事】 吉岡（日本電気協会）
 - 【事務局】 都筑，五十嵐，小林，田弘（日本電気協会）

4. 配付資料：

- 資料 No. 1 第 102 回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）
- 資料 No. 2-1 JESC 規格改定案及びこれに伴う電技解釈改正要請案の承認のお願いについて(送電専門部会)
- 資料 No. 2-2 送電専門部会：「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」（JESC

E2014(2004))の改定と引用要請について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等

資料 No. 3 民間自主規格改定要望案の承認のお願いについて（送電専門部会）

資料 No. 4 電気新聞及びホームページ 公告文

資料 No. 5 新 J E S C 審議における具体的な流れ

資料 No. 6-1 日本電気技術規格委員会 規約の見直しについて

資料 No. 6-2 日本電気技術規格委員会 規約（案）

資料 No. 7 新 JESC の審議で使用する評価書の様式（案）

資料 No. 8 電技性能規定化に向けた引用 JESC 規格の整理について

資料 No. 9 平成 30 年度，令和元年度における国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧

資料 No. 10 競争法に係わるコンプライアンス規程

資料 No. 11 日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和元年 10 月 1 日現在）

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認

委員会幹事より，全委員数 24 名に対し委任状，代理者を含めて 24 名出席で，規約第 7 条による全委員数の 2/3 以上の出席という定足数を満たしていることが報告され，委員会の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

竹野様がオブザーバー参加していることが報告された。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より，議題及び配付資料の内容について確認が行われた。その後，本日の議題が，資料 No. 10 競争法コンプライアンス規程第 4 条の禁止事項の各号にあたらなことが出席者により確認された。

5-4. 第 102 回委員会議事要録案の確認 （審議案件）

事前送付済みの資料 No. 1 第 102 回委員会議事要録案について最終的な確認が行われ，審議の結果，本件は承認された。

5-5. 「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」（JESC E2014(2004))の改定と引用要請について（送電専門部会） （評価案件）

資料No.2-1, 2-2 に基づき，「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」につい

て、事務局より概要説明があり、引き続き送電専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

(質問 Q, 回答 A, コメント C)

Q1：資料No.2-1, 32 ページの改定案で「人が触れるおそれがないように施設すること」を「接触防護装置」とすることについて、「接触防護措置」とした場合、電技解釈第 1 条の定義により地表上 2.5m以上の高さに施設することも可能となるので、トンネル内電線路でそういった施設が行われているのか等、施設方法に関して何か具体的な議論が行われたのであれば教えてほしい。

A1：トンネル内電線路は、ほとんどが堅ろうな管やトラフによるものと考えている。今回の改定は電技解釈との整合を踏まえ変更したものであり、平成 23 年 7 月の電技解釈改正により、接触防護措置へ用語が見直された。解釈改正の概要では、”今回の改正前後において省令に定める技術基準への適合性判断等、これまでの法執行業務における運用は変えないことを前提として、～条文構成の見直し、表現の適正化及び用語の定義の整理”と記載があるため、接触防護措置は現行記載と同義である考え、改定した

Q2：トンネル内のケーブルは地下水と接触する機会が多いと考えているが、ケーブルの耐水性は十分に対策が取られていることから、性能について特にこの場で議論する必要はないと考えてよいか。

A2：トンネル内電線路に使用する電線は、ケーブルなので基本的に水に対する要求性能は担保されている。

Q3：トンネル内の場所によっては漏水が多く一か所に水が集中する可能性があるかと思うがそのような場合でもケーブルの方で対策が取れているという考えでよいか。

A3：規格の解説の中でも触れているようにケーブルには遮水層を設けており、水の対策は取られている。

5-6. 電気設備の技術基準の解釈に引用されている JESC 規格の内容確認に関する報告について (送電専門部会) (評価案件)

資料No.3 に基づき、送電専門部会より JESC E2001「支持物の基礎自重の取り扱い」について報告が行われた。

本件に関する質問の一部の回答については一度持ち帰り、次回の JESC で報告することとした。

以下に主な議事を示す。

Q1：資料No.3, 15 ページに記載されている電気学会の規格、JEC-127-1979「送電用支持物設計標準」の内容と確認すると、「基礎に引揚荷重が作用した時、・・・(略)・・・確実に信頼できる基礎構造体の自重には安全率を見込む必要がないので、この自重はそのまま許容支持力に加算することとした。」と書かれている。

「この自重はそのまま許容支持力に加算することとした」について、JESC E2001の「2. 技術的規定」では、「その重量の 2/3 倍を限度に引揚支持力に加算することができる」と規定しており、電気学会の安全率 1.0 に対して係数 2/3 を掛けていると読めるがどのように考えればよいか教えてほしい。

A1：JESC E2001 の規定は、制定根拠（実規模引き抜き試験結果の評価、基礎の安全率の根拠調査）の考え方にに基づき規定したものである。

Q2：2/3 倍であった場合、その意味について具体的に規格の解説で補足した方がよいのではないのか。

A2：専門部会へご意見を伝え、必要に応じて対応することとしたい。

C1：本日の JESC E2001 は「審議」ではなく「報告」であるが、ご質問の件については一度持ち帰って確認いただき、次の JESC で報告いただきたい。

Q3：今の議論に関連する電気学会の規格として JEC TR00007 が出ており、それが最新の知見であるかと思うので、その関連箇所に変更がなければよいのではないのか。

A3：基礎の自重の扱いについては JEC TR00007 内でも確認されており、変わっていない。

Q4：今回の規格の確認について、技術的規定を変更しないということで「報告」とする説明であったが、規格の解説を修正する場合はどのようなになるのか。

A4：原則として技術的規定を修正する場合は「審議」とし、解説のみの修正は「報告」という扱いで運用している。

5-7. JESC の新たな体制に向けた検討について

資料No.4 からNo.8 に基づき、事務局より説明があった。本件については次回も引き続き審議を行うこととした。

以下に主な議事を示す。

（質問 Q, 回答 A, コメント C）

Q1：資料No.5, 3 ページの「論点整理」は具体的に何をやるのか明確ではないので、本日の資料No.7 で提示された技術評価書（案）、全体評価書（案）を参考に基準案を作成するなど、論点整理は具体的に何をやるのか提示してほしい。

A1：資料No.5, 3 ページのフローは民間自主規格の審議を行う場合のもので、審議のやり方は現行の JESC を踏襲する方法で考えている。ただし、新体制では技術会議が無くなるので、作成機関から提出された要請案をそのままパブリックコメントにかけるのではなく、一度メール等で JESC 委員に意見聴取をして事務局で論点整理を行うという案とした。

Q2：現状、審議の際に使用する様式は以前の要請資料を参考にしながら規格作成側で個別に対応していることもあり、様式が微妙に異なっている場合がある。論点整理については具体的にどのような整理を実施するのか基準案に示していただければ統一が図られるのではないのか。

A2:ご意見を踏まえ検討する。

Q3: JESC で審議するリスト化は JESC 規格のみという認識であったが、資料No.5, 2 ページでは JIS, JEC 規格についても言及している。JIS, JEC 規格のリスト化も JESC で審議を行うのか。

A3: JESC は各団体からの分担金で運用していることから原則, JESC で審議するのは JESC 規格のみを想定している。ただし, JIS, JEC 規格のリスト化の対応については国からニーズもあり, 現在受託事業による調査が実施されている。その調査結果を踏まえリスト化の審議依頼があれば JESC でも必要に応じて対応したい。

Q4: JIS 規格には材料に関する規格もあり, 規格を作成する側はもともと国の基準に引用されることを意識して作成していないので, JIS 規格等のリスト化については, 具体的に誰が何を行うのか整理しながら進めてほしい。

A4:ご意見を踏まえ検討する。

Q5: 資料No.5, 8 ページの外部評価機関は何を評価するのか。

A5: JESC の運用が国の要件に基づき運用されているか等, 委員会に参加していない第三者の視点で確認する委員会である。新 JESC の準備検討会では JESC の予算との関係から外部評価機関の設置する代わりに委員会の運用を毎年国へ報告するという方向で調整をしていたが, 再度, 国からの要望もあり外部評価機関を設置する方向で調整を進めている。

Q6: 外部評価機関の委員には弁護士なども入れるのか。

A6: 事務局としては学識経験者 1 名, 認証機関の委員 2 名に参加を依頼し, 3 名程度で構成したいと考えている。

Q7: 資料No.6-1, 3~4 ページ, 規約改定案第 2 条で規定されている要領案はいつごろできるのか。また, 改定案第 2 条は現行の規約と比較して簡潔にし, 具体的な内容は要領へ移行させるという案となっているが, 他の条文も含め規約案としてはこの体系で進めるのか。

A7: 来年 4 月までに新 JESC を発足させたいので, スケジュールとしてはそれに間に合うよう, 規約案及び関連する要領案をまとめて行きたい。規約改正案について各委員へメールで送付するので中身を確認いただき, コメントを 10 月 18 日までいただきたい。

なお, 今回の JESC 規約の改定に当たっては読みやすさも考慮して作業している。基本的な構成は案の形で進めたい。

Q8: 規約案は技術会議でも確認するのか。

A8: 技術会議にも提示して確認する予定である。そのコメントを踏まえ再度修正し, 次の JESC でも内容の審議をお願いしたい。

Q9: 現行の規約第 2 条第八号に掲載されている国際規格との関係について, これまで IEC の活動を JESC で報告を実施していることや, 国際規格との協調も重要と考えているが, この件は新たな体制でも対応していくのか。

A9：国際規格との協調は改定案第2条第九号に規定しており，原則これまでと同じ運用でやっていきたい。

Q10：改定案の第2条で関係要領について列挙しているが，規約と手順は分けた方が分かりやすいと思う。例えば，「具体的な手順は別途定める」というような表現にするとよいのではないか。

A10：検討する。

Q11：資料No.8，1ページ，パターンAの凡例について電技解釈を「性能規定化」とあるが，条文案を確認すると「民間規格評価機関の規格によること」となっており，「性能規定化」という表現は適切ではないのではないか。また，条文案の「民間規格評価機関」について，「民間規格評価機関」はJESC以外もあり得るのか教えてほしい。

A11：ご意見のとおり，条文案の表現からすると「性能規定化」ではなく，例えば「JESCを引用して」というような表現に修正する。

また，他の民間規格評価機関については火技，水技を検討している団体もあり，理論上JESC以外の民間規格評価機関もあり得るが，現状はJESCのみという状況である。

Q12：規約の改定案は現体制のJESCで承認するのか。そうであれば来年の3月9日のJESCまでに最終案を承認するということがよいか

A12：そのとおり。

5-8. 平成30年度，令和元年度に国へ要請した案件のその後の状況について（報告案件）

資料No.9に基づき，平成30年度，令和元年度に国へ要請した案件のその後の状況について事務局より報告が行われた。

6. その他

6-1. 委員会の開催日程

事務局より，次回第104回委員会は，令和元年12月10日（火）13:30から開催する予定であることが報告された。

－以 上－